

《八千代市の事業者の皆様へ》

事業系ごみ適正処理と 減量のための手引

～ 4 Rを推進し

「循環型社会」をつくりましょう ～

〇はじめに

- ・ 事業系ごみは、家庭ごみの集積場所へは出せません。
- ・ 産業廃棄物、事業系一般廃棄物、リサイクルできるものを分別し、適正に処理してください。
- ・ ごみの減量、リサイクルの意識を常に持ちましょう。

令和6年 10月



八千代市クリーン推進課
清掃センター

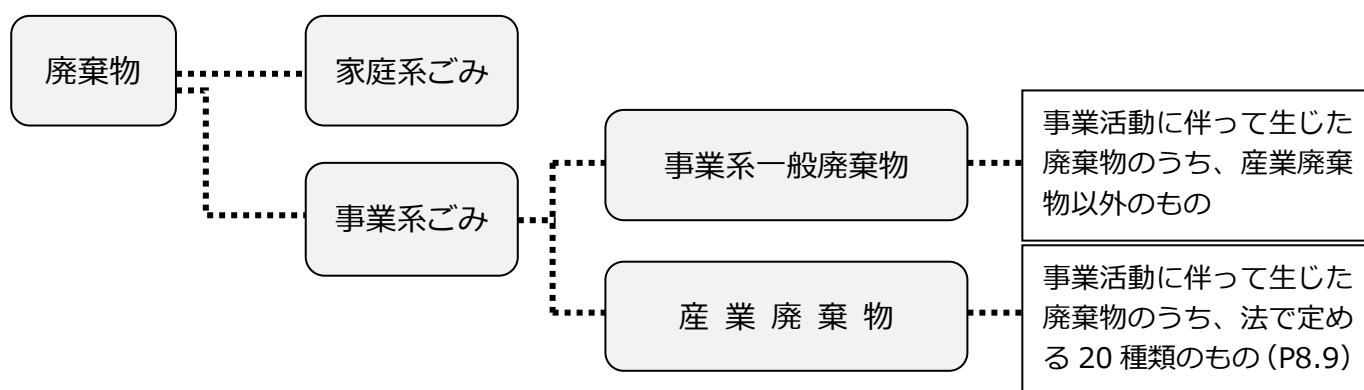
○事業系ごみとは

飲食店や各種事務所、マンション等の管理組合、ホテル、学校、官公庁等の**事業活動に伴って発生した廃棄物は「事業系ごみ」といい**、事業系ごみは「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）にて定められた 20 種類の廃棄物をいい、プラスチックや金属などが該当します。

事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物に該当しない廃棄物をいい、残飯（※）や紙類（※）などが該当します。

※業種によっては、産業廃棄物に該当します。



事業系ごみを家庭ごみの集積場所へ出すことはできません。

○事業者の責務

事業系ごみは、廃棄物処理法や八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下、「条例」といいます。）の規定により、「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされており、自ら処理をするか、許可を受けた業者に処理を委託しなければなりません。

※八千代市指定ごみ袋は使用しないでください。

八千代市指定ごみ袋は、家庭から出るごみを処理する際の費用を市民の方から一部負担していただくために製作しています。事業者の皆様がごみを捨てる際は、別の方法で処理手数料をお支払いいただきます。

産業廃棄物は、都道府県知事が許可した産業廃棄物処理施設にて適切に処理しなければならないため、**市の処理施設（八千代市清掃センター）へ搬入することはできません。**

事業系一般廃棄物については、八千代市清掃センターで受け入れることができます。次頁以降、処理方法の詳細についてご案内します。

○事業系一般廃棄物の処理方法

以下のいずれかの方法にて処理することができます。

- ① 自ら八千代市清掃センターへ搬入する
- ② 八千代市一般廃棄物処理業許可業者に収集を委託する

※事業者の方が一般廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者・処分業者（以下、「許可業者」という。）へ委託しなければならないことが法律（廃棄物処理法第6条の2第6項）で規定されています。

▼処理するうえでの注意事項

- ・分別を徹底してください。リサイクルできるもの（ダンボール、雑がみ、新聞紙等）や産業廃棄物が混入している場合、受け入れをお断りします。
- ・ごみ袋は以下の要件をどちらも満たすものを使用してください。
 - ①透明又は半透明（中身が確認できるもの）
 - ②袋の容量が70リットル以下※黒い袋や紙袋など不可視な袋は使用しないでください。
- ・ダンボールや紙袋に入れて搬入しないでください。
- ・本市では、従業員が休憩や昼食等で食べたプラスチック製の弁当から・菓子等の包装についても事業所から発生する場合、産業廃棄物と位置付けています。

- ① 自ら八千代市清掃センターへ搬入する

【八千代市清掃センター】

所在地：八千代市上高野 1384-7 電話番号：047-483-4521

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～11時40分、13時～16時

※搬入時間は厳守してください。混雑している場合もありますので、時間に余裕を持って搬入してください。

搬入時の：①**廃棄物処分申請書**

持ち物 市役所旧館2階クリーン推進課、八千代市清掃センター、支所・連絡所の窓口、又は市ウェブサイト『廃棄物処分申請書のダウンロード』から入手できます。

②**本人確認書類**

運転免許証、マイナンバーカード、住民票等

③**市内の事業所から発生したことがわかる公的な証明書等**

公共料金の領収書（電気・ガス・水道）等の事業者名・事業所所在地が確認できるもの。（※発行から3ヶ月以内）



↑上記二次元コードから
申請書をダウンロード可能。

○事業系一般廃棄物の処理費用（従量制）

10 kg に つ き 2 7 0 円 （ 税 込 ）

※10kgに満たない場合も270円（税込）。

※計量後、**現金**でお支払いください。

② 八千代市一般廃棄物処理業許可業者に収集を委託する

下記の一般廃棄物処理業許可業者と収集に係る契約を締結してください。

※費用は前述処理費用のほか、収集運搬費用等がかかります。

No.	許 可 業 者	所 在 地	電 話 番 号
1	(有)八千代塵芥社	八千代市神野 742	047-488-5438
2	(有)岡清掃	八千代市吉橋 2678-1	047-459-8388
3	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台 1-18-7	03-5995-3701
4	山本産業(株)	柏市酒井根 2-6-11	04-7132-1878
5	(株)丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38	047-443-0903
6	(株)京葉総業	船橋市高根町 2712-1	047-407-7500
7	(株)ハセガワ	習志野市大久保 1-6-2	047-473-1638
8	(有)タウンクリーン	八千代市勝田台 1-26-11	047-456-8081
9	みどり産業(株)	市原市五井 9093-3	0436-22-2020
10	船橋興産(株)	船橋市高瀬町 31-2	047-433-5581
11	(株)ヤマウチ	船橋市三咲 3-6-13	047-448-5486
12	花園産業(有)	千葉市花見川区畑町 539-27	043-272-5253
13	(株)サ・クリーンサービス	八千代市上高野 1950-1、1933-8	047-487-3331
14	(株)北辰産業	四街道市四街道 1544-2	043-489-7969
15	(株)ダスティ	千葉市花見川区犢橋町 1688	043-257-7877
16	(有)橋本	習志野市東習志野 6-16-26	047-476-0123
17	(株)京葉エナジー	千葉市稲毛区長沼原町 7 1 6 - 2	043-250-8811
18	(株)市川環境エンジニアリング	八千代市神久保 1 6 6	047-488-1888

《品目を限定して許可している業者》

品 目	許 可 業 者	所 在 地	電 話 番 号
感染性以外の紙おむつ	(株)サムズ	松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
胞衣等	(有)市川胞衣社	市川市若宮 3-30-13	047-315-3840
木くず	中央木材産業(株)	八千代市米本 1129-3	047-488-3857

※処理費用や処理可能量などは許可業者によって異なるため、事前にご確認ください。

〇ごみの減量にご協力を

廃棄物処理法及び条例により、「事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。」と規定されており、行政や市民だけではなく、事業者の皆様も「循環型社会」の形成のために重要な役割を担っています。

ごみの減量により、八千代市清掃センターの適正な処理体制を維持できるだけではなく、事業者の皆様も処理に係る経費の低減を図ることが可能です。

以下の方法により、ごみを減量することができますのでご協力をお願いします。

① リサイクルできるものについて

▼紙類・繊維類

紙 類…書類、書籍、雑誌（ビニールや金属がついていないもの）、ダンボール
新聞紙、紙パック、雑がみ など

繊維類…衣類、タオル など

（会社名や個人名の記入がないもの・汚れやにおいがついていないもの）

※繊維類については、建設業や繊維工業に係るものは産業廃棄物に該当します。

【八千代市内で持込み可能な業者】

（株）もっかいトラスト 八千代営業所

所 在 地：八千代市大和田新田 494-6 電話番号：047-450-0021

▼びん類・缶類・ペットボトル

事業活動に伴い発生したびん類・缶類・ペットボトルは**産業廃棄物（ガラスくず・金属くず・廃プラスチック類）に該当**します。メーカー等により納入されているものであれば、納入業者に引き取ってもらうよう相談してください。引き取りがされない場合は、リサイクル業者又は産業廃棄物処理業許可業者へご相談ください。

しかし、これらはリサイクルできるものであるため、本市では飲料用のびん・缶・ペットボトルについて、**以下の制限を設け八千代市清掃センターにて受け入**れています。（処理手数料は事業系一般廃棄物と同じです。計量後、現金でお支払いください。）

【受入制限】

- ・自己搬入（持込み）のみ
- ・1日につき1袋ずつ
- ・40リットル以下の透明又は半透明なごみ袋

※上記制限以上の量が出る場合は、八千代市清掃センターへ搬入できません。

② 水切りの実施（飲食店・スーパー・小売店等を営んでいる方へ）

飲食店等を営んでいる場合、調理や仕込みの食品残さや食べ残しなどの厨芥類（生ごみ）が発生します。こういった厨芥類は多くの水分を含んでおり、重量がかさむうえ、燃焼の妨げにもなることから、焼却施設に負担がかかります。

水分をなるべく切って、排出していただくことでごみの減量につながります。

③ 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べることができるのに捨てられる食品をいい、日本では年間約472万t（令和4年度）発生しています。例えば、賞味期限切れや限定商品の売れ残り（卸売・小売業等）や仕込みの食品残さや食べ残し（外食産業等）などが発生の原因として考えられます。

ごみの全体量のうち可燃ごみの割合が多く、そのうち厨芥類（生ごみ）の占める割合が多いことから、食品ロスの削減はごみ全体の削減につながります。

小盛りメニューの提供や食べ残しがあっても持ち帰りをすすめるなどの声かけをすることでも削減につながります。

ほかにも、宴会での食べ残しを減らす運動として「30・10（さんまる・いちまる）運動」（乾杯後30分間は席を立たずに料理を、お開き10分前になったら席に戻って料理を楽しみましょうというキャンペーン）があります。飲食店等を営んでいる方は店舗内に掲示するなどして是非推奨してください。業種が当てはまらない方についても、職場の宴会や私生活での活用をお願いします。

④ 再利用の促進

職場で使用する封筒やファイルなどはすぐに捨てず、再利用できるものは繰り返し利用しましょう。使わなくなった物であっても有用な物は廃棄せず、買取等に戻すことで、再び販売・消費の段階に戻すことができます。

また、アフターサービス等を充実させ、消費者が製品の修理などを依頼しやすい体制を整備しましょう。再利用の促進をすることは、環境負荷の低減につながるだけでなく、ごみ処理の経費を削減できるなど様々なメリットがあります。

⑤ ごみの発生抑制

物を購入・発注する際は必要最低限の数量にしましょう。

また、電子媒体を利用し、ペーパーレス化を推進したり、製造業や販売店においては簡易梱包や簡易包装を実施し、過剰包装等によるごみの発生を抑制しましょう。量り売りやばら売りの推進、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器へ転換することでもごみの発生抑制につながります。

○事業系ごみの出し方（例）

▼リサイクルできるもの

区 分	種 類	排 出 先
紙類 ※ ¹	ダンボール、新聞紙、雑誌、コピー用紙、雑がみ（カレンダー・封筒・名刺・菓子等の空き箱・包装紙）	リサイクル業者 市内では (株)もっかいトラスト
	機密文書・シュレッダー紙	機密処理のできる業者
厨芥類（生ごみ） ※ ¹	残飯、残菜	食品リサイクル業者
びん・缶・ペットボトル ※ ²	飲料用のもの	リサイクル業者
紙おむつ	非感染性の紙おむつ	(株)サムズ （紙おむつのリサイクル）
木・枝・竹 ※ ¹	剪定枝、木の幹、竹	中央木材産業(株) （木材等のチップ化）

※取扱方法等については、各リサイクル業者へご確認ください。

▼清掃センターへ搬入できるもの

区 分	種 類	取 扱 方 法
紙類 ※ ¹	ティッシュやペーパーナプキン、事務用インデックス等	
	複写伝票、感熱紙、防錆紙、防湿紙、シール、シール台紙	
厨芥類（生ごみ） ※ ¹	残飯、残菜	水分・油分を切ってから出してください。
紙おむつ	非感染性の紙おむつ	汚物は取り除いてください。 感染性は不可。
木・枝・草・竹 ※ ¹	剪定枝、刈り草、落ち葉	直径 20cm を超える又は長さ 150cm を超える木・枝・竹は、市で処理不可。 竹については、建設工事に伴う場合や竹製品の製造業に関する場合などは、樹木と同様に産業廃棄物（木くず）に該当。（H26.2.27 付千葉県通知より）

※¹ 業種によっては産業廃棄物（P8.9 参照）

※² 原則、産業廃棄物（P7 参照）

▼原則、産業廃棄物であるが例外的に制限を設け、清掃センターへ搬入できるもの
（※自己搬入（持込み）に限る）

区 分	種 類	取 扱 方 法
びん・缶・ペットボトル	飲料用のもの	40リットル以下の透明又は半透明なごみ袋で 各種1袋／日
蛍光管		30本／日

※料金は事業系一般廃棄物の手数料に準じる。

▼注意が必要なもの

種 類	取 扱 方 法
プラスチック製の容器包装等（弁当が ら・ポリエチレン包装など）	従業員が個人的に購入したもの、食堂等 で出るもの、店舗や施設で出るもの、事 務所や研修会等でまとめて購入したもの でも、事業所として排出する場合は産業 廃棄物に該当します。
著しく大きいものや大量に出る場合	清掃センターへご確認ください。

○産業廃棄物の取扱いについて

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた 20 種類（下表のとおり）に該当するもの（業種指定があるものについては指定された業種に該当する場合）です。

▼産業廃棄物の種類

区分	種 類		具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
	2	汚泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、ビルピット汚泥（し尿を含まないもの。）、建設工事汚泥等
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像液など、すべてのアルカリ廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物
	7	ゴムくず	天然ゴムくずのみ
	8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏ボード（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずと紙くずの混合物）等
	10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石灰、粉炭かす、鋳物砂等
	11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等
	12	ばいじん	大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設又は、汚泥、廃油、廃酸、灰アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	①建設業に係る工作物の新築、改築又は除去②パルプ、紙又は紙加工品の製造業③新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業④印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業に係る紙くず
	14	木くず	建設業に係る工作物の新築改築又は除去木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係る木くず
			貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）
			ポリ塩化ビフェニルが染みこんだもの
	15	繊維くず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	①食料品製造業②医薬品製造業③香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

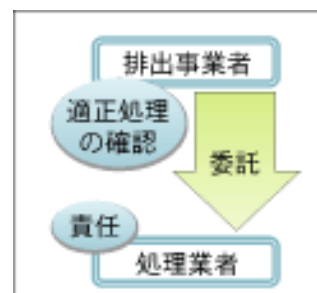
区 分	種 類	具 体 例
	17 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物
	18 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの
	19 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの
20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えば、コンクリート固型化物）	

▼産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理責任は、排出事業者にあります。したがって、その処理は排出事業者が自ら実施するか、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託し、実施しなければなりません。

また、その処理に特別な技術を要することが多いので、廃棄物の種類に応じて分別・保管・収集運搬・中間処理・最終処分（埋立）の各処理ごとにその処理基準が設けられています。

排出事業者は、許可業者に産業廃棄物の処理を委託する場合、必要事項を記載した産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を交付しなければなりません。マニフェスト制度は、各処理ごとに終了報告を受けることで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを排出事業者が確認する制度です。マニフェストは5年間の保存義務があり、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を都道府県知事等に提出する必要があります。（電子マニフェストの場合は、保存・報告を行う必要はありません。）



【産業廃棄物処理業者の紹介先】

（一社）千葉県産業資源循環協会 ☎043-239-9920

【マニフェストに関する問合せ先】

千葉県環境生活部廃棄物指導課 ☎043-223-2757

○廃棄物の焼却の規制について

ごみを焼却することは、法律に従って行う場合や公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない場合又は許可を受けた焼却炉を除き、禁止されています。（廃棄物処理法第16条の2〔焼却禁止〕）

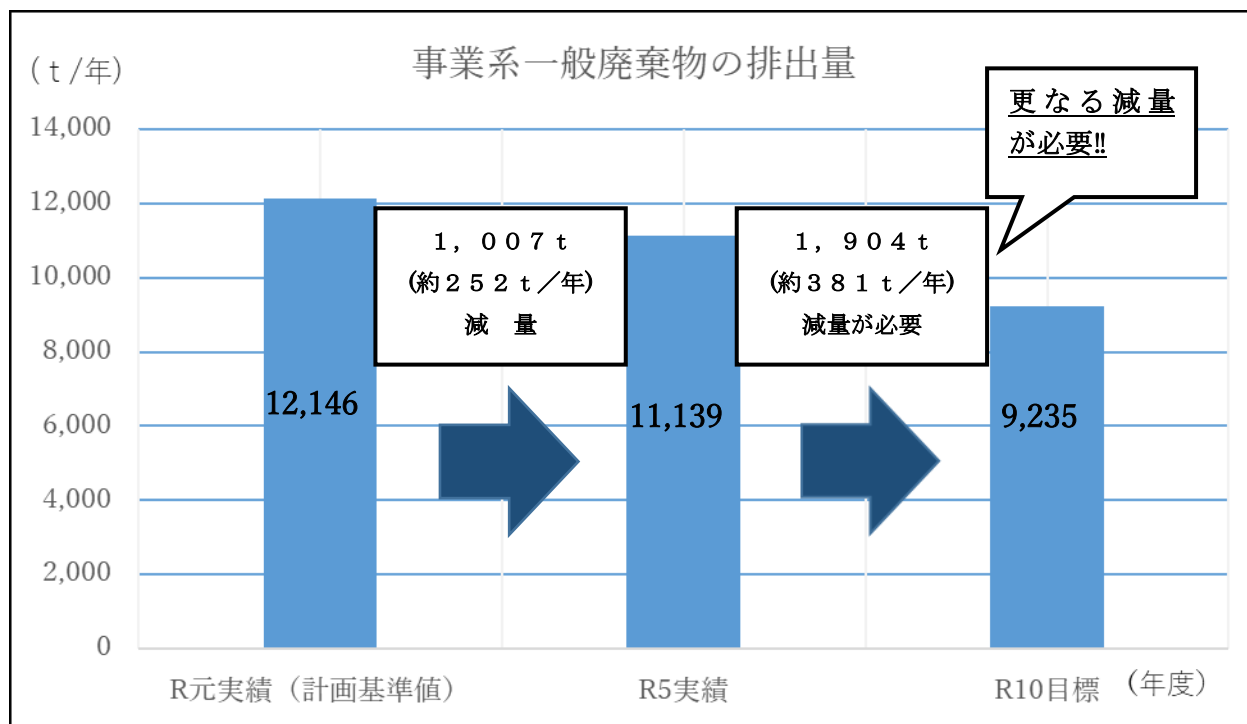
☆ごみ減量の挑戦目標！！

八千代市では、令和3年3月に八千代市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に向けて取り組むことを基本目標として定めました。

事業系一般廃棄物においては、下図のとおり令和10年度における年間排出量を9,235tとする目標を定めました。令和5年度の事業系一般廃棄物の排出量は約11,139tと計画基準になった令和元年度に比べ、1,007tの減量となりましたが、このままの推移では目標は達成できません。令和10年度の目標値までにはさらに1,904tの減量が必要となっており、これまで以上にごみの減量・リサイクルに取り組んでいただく必要があります。

目標を達成するためには、八千代市の事業所数を約5,000箇所と仮定すると、1事業所あたり令和5年度実績より年間約76.2kgの削減が必要となり、1日あたり約209gの削減が必要となります。（ごはん茶碗約1.4杯分 ※1杯150g）

日々の業務でさらにご負担をかけてしまうこととなりますが、「ごみの減量」、「リサイクル」の意識を日々お心がけいただきますようお願いいたします。



○この手引の内容についての問い合わせ先

八千代市クリーン推進課（ごみ減量推進班）047-421-6768

（計画調整班）047-421-6769

（不法投棄対策班）047-421-6770

○ごみの搬入についての問い合わせ先

八千代市清掃センター 047-483-4521